

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第14号**

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p><b>第11条</b>（略）</p> <p><u>（浄化槽管理士の研修）</u></p> <p><b>第11条の2</b> <u>条例第10条第5項の規則で定める研修は、県若しくは市町村又は次に掲げる事項についての研修を適正かつ確実に行うことができると知事が認めた者が、当該事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 浄化槽に関する行政の動向</u></p> <p><u>(2) 浄化槽の構造及び機能</u></p> <p><u>(3) 浄化槽の保守点検及び清掃の手法</u></p> <p><u>(4) 県内における浄化槽に関する情報</u></p>	<p><b>第11条</b>（略）</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。